

こんにちは。(株)マークプログローバルです。

最近、年次登録料及び特許法律に変更がある国につきまして、その詳細をお知らせ致します。下記の内容をご参考の上、貴社の業務にお役に立てれば幸いです。

## 1. マレーシア

マレーシア意匠の権利存続期間が優先日／出願日から25年に延長されました（既存15年）。

存続期間の延長は2013年7月1日から施行され、施行日現在係留中である意匠出願、施行日以降出願された意匠及び存続している意匠権に適用されます。

従って、既存の6年次／11年次の更新に加え、16年次／21年次が新設されました。各年次の更新料は次の通りです。

年次	年次更新料 (MYR)
6年次	800
11年次	800
16年次 (新設)	800
21年次 (新設)	800

## 2. リトアニア

リトアニア意匠の年次更新料が2013年6月1日付で変更されました。

変更された年次更新料は次の通りです。

年次	変更前 (LTL)	変更後 (LTL)
6年次	800	300
11年次	1,200	400
16年次	1,600	500

21年次	2,000	600
------	-------	-----

### 3. スイス

スイス特許の年金納付システムが2014年1月1日から変更されます。

- (1) 特許年金納付開始年次が5年次から4年次に変更されます。
- (2) 年次登録料は4年次がCHF100であり、5年次から年次毎にCHF50が追加されます。

※変更された年次登録料は2014年1月1日以降に納付期限日が到来する特許から適用され、これは2014年1月1日以前に納付する場合でも変更された年次登録料で納付しなければなりません。

上記の内容は該当国家の特許庁のウェブサイト及び海外代理人からの案内文に基づいて作成したものであるため、(株)マークプログローバルはこれに関して法的な責任を取ることはできません。